# ■ 平成27年度 議会のあり方検討特別委員会活動報告

# 1. 本特別委員会設置の経緯

地方分権の進展により自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している中、議会が 住民の代表機関として、地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は、以前にも 増して大きくなってきている。特に、住民からの行政ニーズは、多様化、高度化してき ており、それらを的確に把握・集約し、議会に反映していくことが重要となってきてい る。

本市議会では、これまで、議会活動報告会やシティミーティングの実施、政策提言議員協議会の設置をはじめとする議会改革への取り組みを続けてきている。平成25年3月には、議会における最高規範として延岡市議会基本条例を制定し、その後、議会活動をより積極的に推進するために、同条例の内容や、それに基づいた議会の活動内容についての検証を行い、その検証結果も踏まえて議員定数等についても検討を行ってきた。このような中、本年度の改選による新たな議会構成のもと、議会基本条例に基づく、さらなる議会機能の充実、および議員定数等を含めた、今後の本市議会としてのあり方を総合的に検討するため、「議会のあり方検討特別委員会」が設置されたところである。

# 2. 先進地調査の実施

特別委員会として、平成 28 年 1 月に長崎県諫早市議会、鹿児島県霧島市議会への調査を実施した。

#### 【諫早市議会】

≪主な取り組み≫

- (1)議員提案による条例の制定
  - ・諫早市議会議員政治倫理条例(平成 21 年 4 月 1 日施行) 市議会議員が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、地位に よる影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがないよう必要な措置を 定めた。
  - ·諫早市議会基本条例(平成25年4月10日施行)

#### (2) 政策提言

・長期総合計画の策定時に提言を実施(平成27年8月)

議会基本条例において、長期総合計画を議決事件として規定していることから、常任委員会において、総合計画の事業進捗状況の検証等を行い、次期総合計画策定への提言書をまとめ、執行部に提出した。

# (3)議会活動報告会

・議会活動報告会「わがまちトーク」を実施(平成26年2月~)

第1回目を平成26年2月の2日間、第2回目を平成27年2月の2日間 実施した。1班10名ずつの3班体制で、各議員2会場を担当する。市民から出された意見は報告書を作成し、議会で処理できるものは所管の委員会で協議・検討し、処理できない場合は、当局に報告し対応を求めている。

#### (4) 議会の I C T 化

・タブレット端末導入実証試験の実施(平成 27 年 5 月)

平成 27 年度予算でタブレット端末 15 台を契約し、実証試験や操作練習を行い、平成 28 年度の本格導入を予定している。本格導入時の端末については、政務活動費の対象とし、議員の個人所有とする。災害時の最新情報を一元化して議員に伝達する媒体としても活用を行う予定である。

# (5)決算審査の方法

・9 月定例会中の決算審査

9月定例会の会期延長後に、本会議で決算議案が上程され、議案上程の2日後に本会議で予算決算常任委員会に審査を付託する。常任委員会を単位とする分科会において、4日間かけて審査し、議会最終日に、予算決算常任委員会全体会を開催し、その後、本会議で委員長が報告した後、採決を行っている。

# (6) 専門的知見の活用

・大学への委託(平成27年9月)

議会基本条例に定める、議会及び議員の責務や議会改革への取り組み等に関して、議員が自己評価を行った際に、第三者の客観的評価を求めることとし、市とまちづくり協定を結んでいる長崎ウエスレヤン大学に委託した。

#### (7)災害対策

・諫早市議会災害対策支援本部の設置(予定)

平成 28 年 4 月から設置する予定である。設置の第一の目的は、議員自ら 災害時の対応に意識を持つことである。また、災害時に、対策本部が議員か らの問い合わせに個別に対応する必要のないよう、議会の中で情報を整理し たものを対策本部に伝えることも目的のひとつにして素案を作成している。

# 【霧島市議会】

≪主な取り組み≫

- (1)議員提案による条例の制定
  - ·霧島市議会基本条例(平成 21 年 10 月 28 日制定)

#### (2)議会活動報告会

- ・議会活動報告会「議員と語ろ会」の実施(平成23年4月~) 報告会の対象は公募しており、市内の各団体にも案内して、その中からの 申し込みを受けて開催している。地区で開催する場合はテーマを設けずに開 催し、各団体と行う場合はテーマを設定して開催している。
- (3) 政務活動費の執行状況の公開
  - ・政務活動費の執行状況をホームページ上で公開(平成25年7月~)
- (4)審議会等への議員の参画
  - ・法令等に基づく審議会等への参画 法令等で議員の委員委嘱について定めがあるものに関しては参画してい るが、定めのないものには参画しないこととしている。

#### (5)質問方式

・議案質疑における一問一答方式の導入(平成24年6月~) 議案に対する質疑については一括方式か一問一答方式の選択制を導入している。一般質問については、一問一答方式で行っている。

# (6) 反問権

・反問権の導入(平成 24 年 6 月~)

議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができることとした。

# 3. 活動方針及び活動予定

本市議会においては、これまで、広報・広聴活動の充実や、市政への提言の実施、議会基本条例の制定など、様々な議会改革に取り組んできており、市民からは、議会報告会などを通じて、その取り組みに対する評価も多くいただいているところであるが、市民にとって議会をより身近なものとするため、今後とも引き続き、改革の取り組みを積極的に進める必要がある。

本特別委員会では、先進地視察などを踏まえて協議を行った結果、現在、他の議会では、タブレット端末を導入して議会審議に活かそうとしているところもあり、本議会においても、今後の議会活動の活性化や議員活動に対する市民の理解促進を図る上でその検討が必要であり、また、議会審議等における意見が市政に、より効率的に反映されるよう、会議運営のあり方についても検討を要すると判断したところである。

そうしたことから、今後は、ICT化の推進や、委員会審査の更なる充実、会議の構成に関することなど、議会活動や議員活動のあり方に関する事項の調査に重点的に取り組み、その後、その結果も踏まえながら、議員定数や議員報酬等について、一定の結論を見出すことを目標に検討を進めていく予定である。